２　前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。

一～三　（略）

３　第一項に定める事項は、第九号様式の例により、船橋の前面（船橋のない船舶にあつては、左舷側中央部）に表示するものとする。

（事業の休止及び廃止の届出）

第十七条　法第十六条の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出するものとする。

一～四　（略）

（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表）

第十七条の二　法第二十一条の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。

一　法第二十条第一項の規定による命令に係る事項

二　法第二十五条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項

三　（略）

２　法第二十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（内航海運業者による輸送の安全に関わる情報の公表）

第十七条の三　内航運送をする内航海運業者は、法第二十条第一項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（自家用船舶の届出）

第十八条　法第二十三条第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用船舶使用届出書を提出するものとする。

一～五　（略）

２・３　（略）

４　法第二十三条第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用廃止届出書を提出するものとする。

一～三　（略）

（身分を示す証明書）

第十九条　法第二十五条第二項の職員の身分を示す証明書は、第十号様式によるものとする。

（職権の委任）

第二十条　法に規定する国土交通大臣の職権のうち、法第二十条、第二十一条、第二十五条、第二十六条及び第三十条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。

２　法第二十条、第二十一条、第二十五条及び第三十条に規定する国土交通大臣の職権は、前項の地方運輸局長も行うことができる。

第一号様式備考5中「傭船（ようせん）」の下に「又は船舶管理」を、「貸渡し」の下に「（管理をする船舶の貸渡しを含む。）」を加える。

２　前項の記号及び番号は、次に掲げるもの（三十日以内の期間に限つて内航海運業の用に供する船舶（以下この項及び次項において「臨時船」という。）にあつては、臨時船であることを表示する文字及び数字）からなるものとする。

一～三　（略）

３　第一項に定める事項は、第九号様式（臨時船にあつては、第十号様式）の例により、船橋の前面（船橋のない船舶にあつては、左げん側中央部）に表示するものとする。

（事業の休止及び廃止の届出）

第十七条　法第二十二条の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出するものとする。

一～四　（略）

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十七条の二　法第二十五条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　法第二十五条第一項の規定による命令に係る事項

二　法第二十六条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項

三　（略）

２　法第二十五条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十七条の三　内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、法第二十五条第一項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（自家用船舶の届出）

第十八条　法第二十五条の四第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用船舶使用届出書を提出するものとする。

一～五　（略）

２・３　（略）

４　法第二十五条の四第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用廃止届出書を提出するものとする。

一～三　（略）

（身分を示す証明書）

第十九条　法第二十六条第二項の職員の身分を示す証明書は、第十一号様式によるものとする。

（職権の委任）

第二十条　法に規定する国土交通大臣の職権のうち、法第二十五条、第二十五条の二、第二十六条及び第二十六条の二に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。

２　法第二十五条、第二十五条の二及び第二十六条に規定する国土交通大臣の職権は、前項の地方運輸局長も行うことができる。